## 科学研究費等研究活動における不正行為への対応に関する院内体制

⑥不正行為に関する調査委員会 (事務局 : 総務・人事担当)

【組織】最高管理責任者 統括管理責任者 研究倫理教育責任者 研究者が所属する診療科の科長 外部有識者(過半数)

・管理部長の行う予備調査に基づき、 不正行為又は悪意による通報の 可能性につき調査を実施する。

⑦通報窓口(総務・人事担当)

・研究活動での不正行為の疑いについて、 内外から通報を受け付ける ①最高管理責任者(病院長)

・全体を統括するとともに、研究活動について 最終責任を負う

②統括管理責任者(事務局長)

最高管理責任者を補佐し、病院全体を 統括する

③研究倫理教育責任者 (副病院長)

・研究倫理に関する知識を 定着・更新させるための実 質的な責任と権限を持つ ④コンプライアンス 推進責任者 (管理部長)

・研究費の運営・管理の 実質的な責任と権限を 持つ ⑤内部監査部門 【組織】病院長が定める監査員 (事務局 医事部長)

埼玉県立小児医療センター科 学研究費補助金関係事務処理 要領の定めにより、監査を実施

⑧相談窓口(管理部長)

・事務処理手続や研究費の使用ルールに 関する相談を内外から受け付ける。 ·研究者、事務職員 (内部、誓約書徴収)

取引業者等(関係者)県民(外部)